

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

泉崎村長 箭内 憲勝

市町村名 (市町村コード)	泉崎村 (74641)
地域名 (地域内農業集落名)	高屋・宿館地区 (佛工田・礼堂・雷・柳町・薬師山・明淵・ハケ代・梅木平・豆田・鳥子山・鳥子山後山・中野・竹ノ内・前寄井・谷地久保・川畠・新宿・上根岸・取替・小林・次部田・寺前・根岸前・根岸下・行屋・寄井前・古宿・寄井・館・下宿・)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 2

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻を中心とした農業経営
- ・農地へのアクセスが悪い
- ・水路が整備されていないため水供給が不十分である
- ・後継者不足

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう努力する
- ・計画的に担い手組織への農用地の集積及び集約化を進める。
- ・高収益作物による収益向上を進めて、地区農業の健全な発展を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

方部名

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心とした担い手へ農地集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心とした担い手へ農地集積を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

必要に応じて、今後検討していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

村、農林事務所、JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】